

手数料表・返戻金制度

職業安定法第32条の3第1項第2号に基づき厚生労働大臣に届け出た届出制手数料です

事業所名：ワイテル株式会社 / 許可番号：23-ユ-303211（有料職業紹介事業）
所在地：〒468-0009 愛知県名古屋市天白区元植田2-104 フレストスクエア元植田604 / 電話：080-4757-1180

1 手数料表（一般登録型）

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0円（手数料負担者は求人者とします）
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬。 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合）当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 35% （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合）当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 35% 上記のうちどちらか高い方とする。手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ※上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬。当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 100% 手数料負担者は求人者とします。

2 手数料表（サーチ／スカウト型）

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	25,000円（手数料負担者は求人者とします）
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 300,000円 （または、活動1時間あたり50,000円） 上記のうちいずれか高い方とする 成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合）当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 35% （または 1,500,000円 ） 上記のうちいずれか高い方とする （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合）当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 35% （または 1,500,000円 ） 上記のうちいずれか高い方とする 手数料負担者は求人者とします。

※ 上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。

※ 求職者からは手数料を徴収いたしません。

3 返戻金制度（有）

入社日から1か月以内の自己都合退職	紹介手数料の 80% 相当額を返金します
入社日から3か月以内の自己都合退職	紹介手数料の 50% 相当額を返金します
入社日から3か月を超える退職	返金いたしません

※ 求人者の責めに帰すべき事由による退職等は返戻の対象外とします。

ワイテル株式会社 代表取締役 白尾 哲朗